

中土佐町自主防災組織活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 地域社会を災害から守るためには、その地域住民が自らのいのちとくらしを自らの力で守るという考えに立って行動しなければならない。町は、災害から住民を守るための諸対策の推進とあわせて住民の自主性を助長し、災害対策活動において両者一体の実をあげるための呼びかけを行ってきた。この要綱は、これらの基本理念を踏まえ、自主防災組織が防災訓練や防災知識の啓発活動等を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるように、平常時における組織活動を促進するため、予算の範囲内で、活動助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 活動助成金の交付対象は、自主防災組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、自主防災組織の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

(交付の対象とする活動)

第3条 活動助成金の交付の対象とする自主防災組織の活動の種別は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	活動内容	詳 細
自主防災組織の設立	1-A 自主防災組織の新規設立	分割・合併を除く
防災訓練 防災講習	2-A 消火訓練、救助訓練、救命講習	消防署等の指導に基づくものであること
	2-B 避難誘導訓練	町が主催する防災訓練を含む
	2-C 炊出し訓練、給水訓練	防災資機材の活用による訓練であること
	2-D 避難所運営訓練	避難所体験を含む
	2-E 災害図上訓練	HUG、DIG等の訓練
防災啓発活動	3-A 防災学習会の実施	資料配布、映像等の上映のみの場合は対象としない
	3-B 防災講演会への参加	町を含む公的機関が実施する防災講演会等への参加を含む
	3-C 防災に関する視察研修	町を含む公的機関が実施するものに加え、単独実施も可とする
	3-D 地区防災計画の策定	地区防災計画の策定に係る学習会等の実施
津波避難路等の 環境整備	4-A 避難路及び避難場所等の除草	町が指定する避難路及び避難場所等の除草等の活動(年2回)
	4-B 避難路及び避難場所の整備	町が指定する避難路及び避難場所等の簡易な補修等
地域防災力の 向上	5-A 家具転倒防止事業の実施	町が実施する事業への3件以上の同時申請が対象

(交付基準)

第4条 自主防災組織の設立に対する活動助成金は、設立年度における4月1日時点での人口を基礎として、次の各号に掲げる組織の規模ごとに、当該各欄の金額を交付する。

(1) 設立にあたり町より防災資機材の貸与を受けた自主防災組織

助成基準額	1組織あたり	50,000円
加算額	1組織あたりの構成人口が50名以上100名未満	50,000円
	1組織あたりの構成人口が100名以上200名未満	75,000円
	1組織あたりの構成人口が200名以上	100,000円

(2) 助成金のみ交付を受ける自主防災組織

助成基準額	1組織あたり	150,000円
加算額	1組織あたりの構成人口が50名以上100名未満	50,000円
	1組織あたりの構成人口が100名以上200名未満	100,000円
	1組織あたりの構成人口が200名以上	150,000円

2 防災訓練及び啓発活動に対する活動助成金は、会計年度における4月1日時点での人口を基礎として、次の表に掲げる活動の種別（津波避難路等の環境整備を除く）及び参加人数ごとに、当該各欄の金額を交付する。

参加人数	1回あたりの交付申請可能額		
	防災訓練（講習） のみの実施	防災啓発活動 のみの実施	左記の活動を 同時に行った場合
4人以上 9人まで	4,500円	3,500円	9,000円
10人以上 19人まで	7,500円	4,500円	13,000円
20人以上 29人まで	11,000円	5,500円	18,000円
30人以上 39人まで	14,000円	7,000円	22,500円
40人以上	380円×人数	190円×人数	590円×人数

3 防災訓練及び啓発活動の実施において、次の表に掲げる要件に該当する場合は、前項の交付申請可能額を超えて、それぞれの額を上乗せして交付する。

項目	詳細	加算額
防災計画に基づく訓練	町が指定する防災計画等に基づく訓練の実施を対象とする	2,000円
自主防災組織連帯訓練	2以上の自主防災組織が主体となり実施する訓練を対象とする	2,000円
防災士の参画	自主防災組織の役員として防災士が所属し、訓練にも参加した場合	3,000円
消防団員の参画	自主防災組織の役員として消防団員が所属し、訓練にも参加した場合	3,000円

4 防災訓練及び啓発活動に対する助成金は、会計年度における4月1日時点での世帯数を基礎として、次の表に掲げる金額を会計年度中に交付することのできる限度額とし、当該金額の範囲を超えることはできない。

自主防災組織の構成世帯数	限度額
小規模自主防	15,000円
25世帯まで	30,000円
26世帯以上50世帯まで	45,000円
51世帯以上75世帯まで	60,000円
76世帯以上100世帯まで	70,000円
101世帯以上150世帯まで	80,000円
151世帯以上	90,000円

5 津波避難路等の環境整備に対する助成金は、次の表に掲げる金額とし、交付は年度内において8月31日までに1回、9月1日以降に1回の2回を限度とする。

助成内容	助成額
除草作業 (機械除草・集草)	避難路1m又は避難場所1㎡あたり 77円 (ただし、集草を行わない場合は、56円とする)
避難場所の整備	その作業にかかる実費(委託工事を含む) ただし、1回の申請につき10万円を限度とする。 (事業実施にあたっては、事前協議を行うこと)

6 地域防災力の向上に対する助成金は、次の表に掲げる金額とし、会計年度中に交付できる限度額の範囲を超えることはできない

助成内容	助成額	限度額
家具転倒防止事業の実施	1件あたり1,000円	30,000円

(交付請求)

第5条 活動助成金の助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、自主防災組織を結成したとき及び第3条に規定する活動を実施したときは、自主防災組織活動助成金交付請求書(第1号様式)(以下「請求書」という。)に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる請求書は、設立時における活動助成金は設立した日を起算日として2ヵ年以内、自主防災活動における助成金については特別の事情がある場合を除き、活動を実施した日を起算日として1ヶ月以内に提出するものとする。

3 津波避難路等の環境整備及び地域防災力の向上に対する助成金を受けようとする場合は、当該活動に要した経費のわかる領収書等の資料及び活動状況がわかる写真の写しを請求書に添付するものとする。

(交付及び確定)

第6条 町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する活動助成金の額を確定する。

2 町長は、前項の規定により活動助成金の額を確定したときは、自主防災組織活動助成金確定通知書（第2号様式）により請求書を提出した自主防災組織の代表者（以下「請求者」という。）に通知し、助成金を交付するものとする。

（返還）

第7条 町長は、請求者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたとき、又は第2条第2項に該当する場合は、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（使途）

第8条 自主防災組織は、交付を受けた活動助成金を地域の防災力向上に向けた活動に使用すること。ただし、現金その他商品券等、個人の財産となり得る物の配布を禁ずる。

（確認）

第9条 町長は、必要に応じ、自主防災組織の代表者が暴力団員に該当するか否かを高知県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を高知県警察本部長に提供するときは、高知県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月10日より適用する。

（経過措置）

この要綱施行に際し、平成20年12月17日より施行している中土佐町自主防災組織活動費補助金交付要綱（平成20年中土佐町告示第33号）の規定により交付した活動費補助金は本助成金交付要綱で交付したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。